

佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭におけるエネルギーの安定的な供給並びにエネルギーの利用の効率化及び最適化並びに電力の強靱化を図り、もって地球温暖化の防止に資するため、住宅用設備等を導入する者に対し、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則(平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象設備等 市内に所在する住宅(店舗等の併用住宅を含む。以下「住宅」という。)に導入する別表第1に定める未使用の住宅用設備等をいう。
- (2) 住宅用太陽光発電設備 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、導入された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。

(補助対象設備等を導入する住宅)

第3条 市が補助する補助対象設備等を導入する住宅は、次のとおりとする。

- (1) 定置用リチウムイオン蓄電システムを導入する住宅は、住宅用太陽光発電設備が導入されているものとする。
- (2) 窓の断熱改修をする住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
 - ア 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了しているもの。
 - イ 次のいずれかに該当するものとする。
 - (ア) 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)を実施する者自らが所有し、居住する住宅
 - (イ) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅
- (3) 電気自動車を購入する者が居住する住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
 - ア 住宅用太陽光発電設備が導入され、発電した電気を電気自動車に給電できるもの。
 - イ 補助事業を実施する者自らが居住する住宅
 - ウ 別表第2において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備(既設のものを含む。)を導入しているもの。
- (4) V2H充放電設備を導入する住宅は、住宅用太陽光発電設備が導入され、

かつ、電気自動車（既に導入されているものを含む。）が導入されているものとする。

(5) 窓の断熱改修及び電気自動車を除く設備を導入する住宅は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

ア 補助事業を実施する者自らが所有し、居住する住宅

イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために新築する住宅

ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め導入された住宅

エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 補助対象設備等の導入に係る費用又は補助対象設備等が導入された住宅の購入に係る費用を負担し、かつ、補助対象設備等を所有していること。この場合においては、所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店、ファイナンス会社等である場合を含む。

(3) 市に納付すべき税を滞納していないこと。

(4) 第三者が住宅を所有する場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者から補助対象設備等を導入することについて同意を得ていること。

(5) 自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、住宅に導入した補助対象設備等（電気自動車を除く。）と同種の住宅用設備等に対し、過去に千葉県住宅用省エネルギー設備等導入促進事業又は千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業に基づく補助を受けていないこと。

(6) 電気自動車にあつては、電気自動車を導入する住宅において、規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業に基づく電気自動車の補助を受けていないこと。

(7) 佐倉市暴力団排除条例（平成23年佐倉市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された市町村において、その区域外に避難することを余儀なくされた住民

にあつては、本市の住民基本台帳に記録されていることを要しない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

3 補助金は、一の住宅において、補助対象設備等（電気自動車を除く。）の種類ごとに1回（集合住宅の専有部分において利用する設備の導入にあつては1戸につき1回）に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を導入する場合は、この限りでない。

4 補助金は、電気自動車にあつては、電気自動車を導入する住宅において、申請者一人につき1回に限り交付する。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 申請者が提出しなければならない申請書及び規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業の成果を記載した報告書は、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）とする。

2 交付申請書兼実績報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象設備等の概要（別記様式第1号別紙）

(2) 補助対象設備等の導入に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は売買契約書の写し

(3) 補助対象設備等の導入費の支払を証する書類及び内訳書の写し

(4) 補助対象設備等の技術仕様が確認できる書類の写し

(5) 補助対象設備等の設置図面（電気自動車を除く。）

(6) 補助対象設備等の導入状況が確認できる写真（電気自動車にあつては、保管場所において撮影した写真）

(7) 補助対象設備等が未使用品であることを確認できる書類

(8) 住民票の写し（申請者が住民基本台帳の情報について市長が公簿等で確認することに同意した場合を除く。）又は届出避難場所証明書

(9) 市に納付すべき税の納税証明書（申請者が市税の納付状況について市長が公簿等で確認することに同意した場合を除く。）

(10) 住宅の位置図

(11) 住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から導入の承諾を受けていることが確認できる書類

(12) 窓の断熱改修工事に着工する前日までに住宅の建築工事が完了していることが確認できる書類（補助対象設備等が窓の断熱改修の場合に限る。）

- (13) 事務代行届(別記様式第2号)(交付の申請等の事務手続を第三者に代行させる場合に限る。)
 - (14) 補助対象設備等が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、住宅用太陽光発電設備が導入されていることを証明する書類
 - (15) 補助対象設備等が電気自動車の場合は、次に掲げる書類
 - ア 電気自動車を購入する者が居住する住宅が、第3条第1項第3号アに該当することを証する書類
 - イ 自動車検査証の写し
 - ウ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を導入していることを証する書類
 - エ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証(任意保険)の写し
 - (16) 補助対象設備等がV2H充放電設備の場合は、補助対象設備等を導入する住宅が第3条第1項第4号に該当することを証する書類
 - (17) その他市長が必要と認める書類
- 3 申請者は、2月末日までに補助金の交付の申請をしなければならない。
- 4 交付申請書兼実績報告書(第2項の規定による添付書類を含む。以下この条において同じ。)は、持参して提出しなければならない。この場合において、交付申請書兼実績報告書に不備があるときは、受け付けないものとする。
- 5 交付申請書兼実績報告書は、先着順に受け付けるものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項に定める補助金の交付に係る市長が別に定める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする日の属する年度内に補助対象設備等の設置工事に着手し、補助対象設備等(窓の断熱改修及び電気自動車を除く。)の設置工事を完了させていること(補助対象設備等が既に導入されている住宅を購入する場合は、補助金の交付を受けようとする日の属する年度に当該住宅の引渡しを受けていること。)
- (2) 市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、当該資料を提出すること。

(交付の決定)

第8条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定の通知及び規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付(不交付)決定通知書兼確定通知書(別記様式第

3号) によるものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第16条第1項に定める請求書は、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(別記様式第4号)とする。

(処分の制限)

第10条 規則第20条第2号に規定する市長が定めるものは、この要綱に定める補助対象設備等のうち、同条第1号に該当しない設備とする。

2 規則第20条に定める財産の処分に係る市長の承認の申請は、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金設備処分承認申請書(別記様式第5号。以下「承認申請書」という。)によるものとする。

3 市長は、前項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とするときは、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金設備処分承認(不承認)通知書(別記様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

4 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

5 規則第20条に定める当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成26年4月14日決裁26佐環第18号)

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成27年3月10日決裁26佐環第296号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日決裁27佐環第324号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年11月10日決裁28佐環第285号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日決裁28佐環第383号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月19日決裁29佐環第318号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日決裁佐生第664号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日決裁佐生第223号）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日決裁佐財第577号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月10日決裁佐生第590号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この要綱による改正前の附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の佐倉市住宅用省エネルギー設備等導入費補助金交付要綱の規定は、令和3年度の予算に係る補助金から適用し、令和2年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月31日決裁佐生第133号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年3月17日決裁佐生環第686号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

設備の種類	設備の要件
太陽熱利用システム	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯や空調に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を強制循環させる機能を有し、かつ、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けたもの（集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。）であること。</p>
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	<p>燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できる機能を有し、かつ、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>ア リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができる機能を有し、かつ、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>イ 補助対象設備等を導入する住宅に住宅用太陽光発電設備が導入されていること。</p> <p>ウ 千葉県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備等を購入していないこと。</p>
窓の断熱改修	<p>ア 既存住宅に導入されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するに当たり、国が令和元年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであり、かつ、1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化すること。</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等</p>

設備の種類	設備の要件
	<p>対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p> <p>イ 住宅の建築工事が完了した日又は引渡しを受けた日の翌日以後に設置工事に着工したものであること。</p>
電気自動車	<p>ア 電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されていること。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。</p> <p>イ 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>ウ 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>エ 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>オ 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
V2H充放電設備	<p>電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>

注 窓の断熱改修にあつては、リビングとキッチン、階段、踊り場又は廊下（以下「キッチン等」という。）が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン等の窓も含め、1居室と判断し、リビングの窓だけではなく、キッチン等も含め断熱改修を必要とする。

備考 窓の断熱改修における居室とは、居住、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等（カーテン、ロールスクリーンその他空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切りを除く。）で仕切られている空間をいう。

別表第2（第3条・第5条関係）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）	補助対象経費の額 （上限5万円）
家庭用燃料電池システム（エネファーム） 停電時自立運転機能あり	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）	補助対象経費の額 （上限10万円）
家庭用燃料電池システム（エネファーム） 停電時自立運転機能なし		補助対象経費の額 （上限5万円）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	補助対象経費の額 （上限7万円）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス又は窓）及び高断熱窓の導入と不可分の工事費（窓又はガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁、ふかし枠等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）。ただし、網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。	補助対象経費 × 4分の1 （上限8万円）
電気自動車 （V2H充放電設備を併設する場合）	電気自動車本体の購入費	補助対象経費の額 （上限15万円）
電気自動車 （V2H充放		補助対象経費の額 （上限10万円）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
電設備を併設しない場合)		
V 2 H 充放電設備	V 2 H 充放電設備本体の購入費	補助対象経費の額 × 10分の1 (上限25万円)

注

補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。